

○経済産業省令第五十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（用語の定義） 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇二十五の二 (略)

二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力(次号から第二十八号の二の二までに掲げる場合を除く。)

(表略)

二十七〇二十八 (略)

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

一〇二十五の二 (略)

二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力(次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。)

(表略)

二十七〇二十八 (略)

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の二の二 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容

器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力

二十八の三、三十四 (略)

(容器検査の申請)

第四条 法第四十四条第一項本文の規定により容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事（地方自

(新設)

二十八の三、三十四 (略)

(容器検査の申請)

第四条 法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事（地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」
という。）の区域内にあつては、指定都市の長。

第九条及び第六十九条において同じ。）、協会
又は指定容器検査機関に提出しなければならない
。

（刻印等の方式）

第八条 （略）

2 （略）

3 法第四十五条第二項の規定により標章を掲示し

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五
十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市
」という。）の区域内にあつては、指定都市の長

。第九条及び第六十九条において同じ。）、協会
又は指定容器検査機関に提出しなければならない
。

（刻印等の方式）

第八条 （略）

2 （略）

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示

ようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一～三の二 (略)

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、全ての事項）をアルミニ

しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一～三の二 (略)

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、全ての事項）をアルミニ

ウム箔に刻印をしたもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ・ロ (略)

ハ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

(イ)・(ロ) (略)

ウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ・ロ (略)

ハ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填
圧力の百二十五パーセント未満の圧力であ
る金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料
装置用複合容器(記号 V3)

(ニ) (略)

ニヌ (略)

五七七 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、保安上支障がない
ものとして次の各号に掲げる方式に適合している
場合又は刻印等の方式について経済産業大臣の認
可を受けた場合は、それぞれ当該各号に掲げる方

(ハ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填
圧力の百二十五パーセント未満の圧力であ
る金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料
装置用容器(記号 V3)

(ニ) (略)

ニヌ (略)

五七七 (略)

4 保安上支障がないものとして次の各号に掲げる
方式に適合している場合又は刻印等の方式につい
て経済産業大臣の認可を受けた場合は、前三項の
規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる方

式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従
つて法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の
標章の掲示をすることが出来る。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

第十条の規定に適合する容器にあつては、航空
法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号

）第十五条第十項の基準に基づく表示

二（略）

（附属品検査の刻印）

式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従
つて法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の
標章の掲示を行うことが出来る。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

第十条の規定に適合する容器にあつては、航空
法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号

）第十四条の二第十項に定める基準に基づく表

示

二（略）

（附属品検査の刻印）

第十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、保安上支障がないものとして次の各号に掲げる方式に適合している場合又は刻印の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、それぞれ当該各号に掲げる方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十九条の三第一項の刻印をすることができ

る。

一・二 (略)

三 航空法第十条の規定に適合する附属品にあつては、航空法施行規則第十五条第十項の基準に

第十八条 (略)

2 保安上支障がないものとして次の各号に掲げる方式に適合している場合又は刻印の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十九条の三第一項の刻印を行うことができ

る。

一・二 (略)

三 航空法第十条の規定に適合する附属品にあつては、航空法施行規則第十四条第一項に定める

基づく表示

四（略）

（容器の加工の基準）

第二十一条（略）

2 前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に基づく耐空証明を受けた者が行う航空法施行規則第十四条第一項の基準に適合する容器の加工にあつては当該基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合にあつては当該認可に係る基準をもつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で

基準に基づく表示

四（略）

（容器の加工の基準）

第二十一条（略）

2 前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に基づく耐空証明を受けた者が行う航空法施行規則第十四条第一項に定める基準に適合する容器にあつては当該基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は当該認可に係る基準をもつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技

定める技術上の基準とすることができる。

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により刻印をしようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項の刻印又は第六十二条の刻印等の下又は右に次に掲げる事項について刻印をするものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水

術上の基準とすることができる。

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次号に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用

素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ ホ (略)

二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあつては、超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を前回の超音波探傷試験（超音波探傷試験を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号において同じ。）に合格したときの充填可能期限年月日の刻印の下又は右に刻印をし、前回の超音波探傷試験に合格したときの充填可能

イ ホ (略)

二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあつては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

期限年月日の刻印を二本の平行線の刻印で消す
ものとする。

(削る)

(削る)

イ 前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従って行う標章の掲示をもつてこれに代えることができる。

ロ 超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を前回の超音波探傷試験（超音波探傷試験

三 (略)

2 法第四十九条第四項の規定により標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自

三 (略)

を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号において同じ。）に合格したときの充填可能期限年月日の刻印の下又は右に刻印し、前回の超音波探傷試験のときの充填可能期限年月日の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素

自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号及び第二号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素

自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪

二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては、年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻した薄板を、

自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻した薄板を、取

取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項の標章又は第六十二条の刻印等にされた同項の規定による打刻の下又は右に掲げること。

一の二 前号に掲げる方式とすること。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては、年月日）を明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（検査実施者の名称の符号にあつては

れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に掲げること。

一の二 前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したものの（ただし、検査実施者の名称の符号は打刻に

打刻に限る。)を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第三項の標章又は第六十二条の刻印等にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付することをもつてこれに代えることができる。

二 半導体製造用継目なし容器にあつては、第一号の薄板に前項第一号ハの記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

三・四 (略)

五 告示で定める証票を告示で定めるところによ

限る。)を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付することをもつてこれに代えることができる。

二 半導体製造用継目なし容器にあつては、前号の薄板に前項第一号ハの記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

三・四 (略)

五 告示で定める証票を告示で定めるところによ

り貼付すること。

六 アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項の標章又は第六十二条の刻印等にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付すること。

3 前二項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十

り貼付する。

六 アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

3 前二項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十

五条第十項の基準に基づく表示をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は当該認可に係る方式をもつて法第四十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第三十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十条第五項の基準に基づく表示をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は当該認可に係る方式

四条の二第十項に定める基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第四十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第三十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準

をもつて法第四十九条の四第三項の刻印とすることができる。

をもつて法第四十九条の四第三項の刻印とすることができる。

附 則

この省令は、令和七年八月一日から施行する。